

日本臨床毛髪学会 会則施行細則

委員会

第1条 本会に次の委員会をおく。

毛髪・AGA 診療問題委員会、アドバイザー委員会

第2条 目的

1. 毛髪・AGA 診療問題委員会

毛髪・AGA 診療問題について調査・検討を行う。

2. アドバイザー委員会

理事長の諮問を受け、理事会を補弼すべく適切なアドバイスを行う。理事長が必要と認める場合、理事会に出席し意見を述べることができる。

第3条 任期

- 1) 委員長および委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。再任を妨げない。
- 2) 委員の欠員が任期途中で生じた時は委員の補充を行うことができる。その任期は前委員の残任期間とする。

附則

細則の改正は、理事会の議決を経て評議員会に報告しなければならない。

2021年11月6日制定施行

2024年11月2日改定施行